

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>【本編】  V 銀行グループに対する連結ベースの監督等  V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等  V-3-3 子会社等の業務範囲</p> <p>（新設）</p>	<p>【本編】  V 銀行グループに対する連結ベースの監督等  V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等  V-3-3 子会社等の業務範囲</p> <p>V-3-3-4 銀行業高度化等会社</p> <p>（1）基本的な考え方  <u>銀行は、法第16条の2第1項第12号の3に掲げる会社（以下「銀行業高度化等会社」という。）に対して基準議決権数を超過して出資することが認められている。これは、銀行グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、銀行グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては銀行業の高度化や利用者の利便の向上に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</u>  <u>他方で、銀行業高度化等会社の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、本業専念による効率性の発揮、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。</u></p> <p>（2）認可審査にあたっての留意点  <u>銀行業高度化等会社の認可の審査基準は、銀行法施行規則第17条の5の2第2項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <p>① 出資額  <u>出資額の適切性については、銀行業高度化等会社の認可を申請する銀行（以下（2）から（3）において「申請銀行」という。）の資本金の額、財産及び損益の状況等に照らして判断を行う。銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合の影響については、銀行グループへの自己資本比率への影響等の審査を行う。</u></p> <p>② 出資比率等</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

銀行業高度化等会社を子会社等とする場合、銀行業高度化等会社においても、銀行グループの一員として、適切な経営管理や内部管理、内部監査等に関する態勢整備が必要となる。

また、銀行業高度化等会社に対する銀行の支配力が及ばない場合、銀行業高度化等会社のガバナンスや業務内容の適切性等について銀行が管理可能か、銀行業高度化等会社の業務が、銀行業の高度化又は利用者の利便の向上に資さなくなった場合や認可の基準を満たさなくなった場合、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か等の点を審査する。

### ③ 業務の内容

申請銀行は、認可の申請に際しては、銀行業高度化等会社の営む業務の内容を明確にする必要がある。

銀行業高度化等会社の営む業務の内容に関し、銀行業高度化等会社は、銀行業の高度化や利用者の利便の向上に資する業務（以下「資する業務」という。）やこれらが見込まれる業務（以下「見込まれる業務」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。ただし、兼営する業務の内容が銀行業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。

また、銀行業高度化等会社の業務を営むにあたり子会社対象銀行等の業務を併せ営むことが必要となる場合には、銀行業高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、銀行業高度化等会社が銀行法施行規則第 17 条の 5 に定める子会社対象銀行等の認可を受けずに子会社対象銀行等の業務を営むことや、子会社対象銀行等が他業を営むために銀行業高度化等会社の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、子会社対象銀行等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、銀行業高度化等会社が子会社対象銀行等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。

### ④ 申請銀行の業務への影響等

銀行業高度化等会社の業務の内容が、銀行業の高度化や利用者の利便

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

の向上に「資する業務」や「見込まれる業務」といえるものであっても、申請銀行の業務に支障を来す著しいおそれが認められるときは、出資額の大小にかかわらず、銀行業高度化等会社の認可をすることができない点に留意する（例えば、銀行業高度化等会社のコンプライアンス・リスクやレピュテーション・リスクの波及により、申請銀行の固有業務の運営に支障が生じたり、銀行グループとして重大な損害等が生じたりするおそれのある場合）。

(3) 出資後の管理等

銀行が、銀行業高度化等会社の認可を受け、基準議決権数を超えて出資を行った場合、当該銀行は銀行業高度化等会社の業務の状況等について、適切にモニタリングを行う。特に、銀行業高度化等会社の事業や業務の規模の拡大が見込まれる場合、これに伴うリスクや銀行グループへの影響等についても適切に管理する必要がある。

なお、認可時点において、「資する業務」といえる業務を営んでいたものの、出資後に事業内容について大きな変更が生じた場合や、「見込まれる業務」であったとしても、出資後の状況により、「見込まれる」といえなくなった場合等には、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図る必要がある。

- V-3-3-4 銀行の海外における子会社等の業務の範囲
- V-3-3-5 銀行とその証券子会社等の関係
- V-3-3-6 金融機関等とその関係保険会社の関係
- V-3-3-7 子会社等に係るその他の留意事項

- V-3-3-5 銀行の海外における子会社等の業務の範囲
- V-3-3-6 銀行とその証券子会社等の関係
- V-3-3-7 金融機関等とその関係保険会社の関係
- V-3-3-8 子会社等に係るその他の留意事項